

環境創造センター研究棟の現状復帰作業

仕様書

令和6年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島廃炉安全工学研究所
廃炉環境国際共同研究センター
環境影響評価グループ

1. 件名

環境創造センター研究棟の現状復帰作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）福島廃炉安全工学研究所廃炉環境国際共同研究センターに所属する環境創造センター研究棟において、施設内に設置された大型物及び固定器具の撤去とその現状復帰作業と最新版の電気図面の作成を行うためのものである。

3. 作業実施場所

福島県田村郡三春町深作 10-2
原子力機構 福島廃炉安全工学研究所
廃炉環境国際共同研究センター
福島県環境創造センター 研究棟

4. 納期

(1) 令和7年2月28日まで

ただし、土日、祝日、その他原子力機構が特に指定する日を除く。

(2) 作業時間は原則 9 時 00 分から 17 時 30 分の間で実施するものとし、時間外を必要とする場合は、その都度、原子力機構担当者の確認を得ること。

5. 作業内容

5.1 対象設備等

(1). 大型物撤去作業

研究系居室（環境回復）、研究系居室（環境動態）、データ解析室

(2). 床現状復帰作業

作業対象箇所は表-1「床アンカー」列に目安数を示した部屋を対象とする。

(3). 壁現状復帰作業

作業対象箇所は表-1「壁アンカー、ボルト」列に目安数を示した部屋を対象とする。

(4). 電気図面作成作業

図面作成対象箇所は表-1「部屋名称」列に示した部屋を対象とする。

5.2 作業内容及び方法

(1). 大型物撤去作業

研究棟内に設置された大型物を撤去すること。該当品は以下の通りとする。

- ・ 物品保管用パーティション（研究系居室（環境回復））
- ・ 移動書庫（研究系居室（環境動態））
- ・ サーバー用パーティション（データ解析室）
- ・ TEM用パーティション（資機材保管庫）

対象物は取り外した後、機構の指定する箇所まで輸送すること。

(2). 床現状復帰作業

5.1 (2) の作業対象箇所において、器具固定のために床に設置されたアンカーを抜き出

し、抜き出した穴を床面と同色のシリコンコーキング等で埋め戻す。アンカーの抜き出しが困難な場合は、アンカーを床面で切断し、床と同様の配色でアンカーの先端部を着色すること。対象となるアンカーの例を図-1 に示す。なお、表-1 に示すアンカー数は目安数であり、現場作業時に追加で復旧が必要となる箇所を発見した際は、機構と協議した後、現状復帰作業を行うこと。

また、OAフロアカーペットの現状復帰の際は、新規にフロアカーペットを調達し、穴の空いた箇所と置き換えること。調達するフロアカーペットは以下の製品に相当する物とする。

東リ タイルカーペットTG1707-HC39(ホワイトベージュ) 32 枚
 相当品可とするが、同様の配色の製品であること。

(3). 壁現状復帰作業

5.1 (3) の作業対象箇所において、器具固定のために壁面に設置されたアンカーを抜き出し、抜き出した穴を壁面と同色のシリコンコーキング等で埋め戻す。対象となるアンカーの例を図-2 に示す。なお、表-1 に示すアンカー数は目安数であり、現場作業時に追加で復旧が必要となる箇所を発見した際は、機構と協議した後、現状復帰作業を行うこと。

(4). 電気図面作成作業

5.1 (4) の作業対象箇所における電機配線図を作成すること。環境創造センター建設時の電気設備に加え、機構の増設した電気設備についても配線図に明記すること。

(5). その他事項

- ・作業時に必要な場合は作業場所周囲の養生を行うこと。

6. 試験

工程ごとに原子力機構担当者の立会による試験を行う。

7. 支給物品及び貸与品

7.1 支給品

本作業で使用する電力及び水は無償とする。ただし、節電、節水に努めるとともに使用については原子力機構の確認を得ること。

7.2 貸与品

なし

8. 提出書類

図 書 名	提 出 時 期	部 数
実施工程表	契約後速やかに	1 部
リスクアセスメントシート	作業開始 2 週間前まで	〃
作業計画書	〃	〃
作業員名簿 (有資格者証写しを含む) (作業員の経歴及び有資格を併せて記載すること)	〃	〃
現場責任者等認定証の写し	〃	〃

KY・TBM 実施記録 委任又は下請負届 (原子力機構指定様式) 作業報告書 (作業写真含む) その他必要な書類	作業日毎 必要に応じて 作業終了後速やかに その都度	1 部 〃 〃 必要部数
--	---	---------------------------

(提出場所)

原子力機構 福島廃炉安全工学研究所 廃炉環境国際共同研究センター

9. 検収条件

「6. 試験」の合格、「9. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める作業が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 適用法規・規程等

本作業をするに当たって、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- (1) 労働安全衛生法、同施行令及び関係法規、諸規定
- (2) 日本産業規格及び関係規格
- (3) 福島廃炉安全工学研究所安全衛生管理規則
- (4) 福島廃炉安全工学研究所事故対策規則
- (5) 福島廃炉安全工学研究所作業責任者等の認定について
- (6) 福島廃炉安全工学研究所作業の安全管理について
- (7) 福島廃炉安全工学研究所請負作業に係る請負作業者の安全管理要領
- (8) 福島廃炉安全工学研究所作業計画作成管理要領
- (9) 福島廃炉安全工学研究所安全管理仕様書
- (10) その他関係法令及び福島廃炉安全工学研究所、廃炉環境国際共同研究センター諸規定

11. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 不測の事態が発生した場合には迅速に対応できるよう、作業現場に緊急時連絡系統図を掲示すること。
- (5) 本作業の実施にあたっては、関係法令及び原子力機構諸規則を遵守するとともに原子力機構担当者との十分な打合せのうえ実施すること。特に作業の安全には、十分留意して行うこと。
- (6) 作業開始前には、KY活動及びTBMを実施し、作業の安全に努めること。
- (7) 当該設備での作業の開始及び終了の際には、必ず原子力機構の作業関係者等へ連絡をすること。
- (9) 受注者は、作業従事前に原子力機構による保安教育等を受講すること。
- (10) 「福島廃炉安全工学研究所作業責任者等の認定について」に基づき、原子力機構の認定を

受けた者を現場責任者（現場が複数個所になる場合は現場分任責任者）として配置すること。

- (11) 1人作業は禁止とする。また総括責任者、現場責任者（代理含む）はリスクアセスメントの結果、リスクレベルが高い作業が含まれる場合は、作業の安全管理、保安監督に専念すること。
- (12) 高所作業箇所においては、墜落制止用器具の着用を徹底し、落下防止策等を施すこと。
- (13) 貨物自動車を使用する場合は、原子力機構の定める保安、安全上の規則、要領類及び労働安全衛生規則等に従って業務を行うと共に、貨物自動車の種類及び荷の種類や形状等、作業方法並びに運行経路が示された貨物自動車作業計画を作成し、原子力機構へ提出すること。

12. 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）、必要に応じてその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

13. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- | | |
|----------------|-------------|
| (1). 大型物撤去作業 | 環境影響評価グループ員 |
| (2). 床現状復帰作業 | 環境影響評価グループ員 |
| (3). 壁現状復帰作業 | 環境影響評価グループ員 |
| (4). 電気図面作成作業 | 環境影響評価グループ員 |
| (5). 作業報告書作成作業 | 環境影響評価グループ員 |

14. グリーン購入法の推進

- ・本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- ・本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

表-1

階数	部屋名称	床アンカー	壁アンカー、ボルト
1F	事務系居室		4
1F	センター長室		
1F	研究系居室(放射線計測)		
1F	医務室		
1F	緊急対策室		
1F	資機材保管庫	30	
1F	(土間部分)		
1F	放射能測定室		
1F	環境分析室	42	1
1F	組成分析室	16	
1F	天秤室		
1F	前処理室	16	
1F	スクリーニング室		
1F	試料保管庫		12
1F	ボンベ庫	4	
1F	ボンベ庫	4	
1F	ボンベ庫	4	
1F	倉庫 2		6
1F	見学者たまり		8
2F	廊下 2		6
2F	研究系居室(環境動態)	24	5
2F	データ解析室	8	
2F	研究系居室(環境回復)	15	15
2F	男子更衣室		
2F	男子休憩室		
2F	女子更衣室		
2F	女子休憩室		
2F	除染技術高度化開発室	8	4
2F	固体分析室	56	
2F	危険物保管室	24	
2F	試料保管室		
2F	前室		
2F	試料調整室		2
2F	極微量元素分析室	28	
2F	試料一時保管室	4	
2F	X線分析室	12	
		合計	合計
		295	63



图-1



图-2

環境創造センター研究棟 フロアマップ 1階

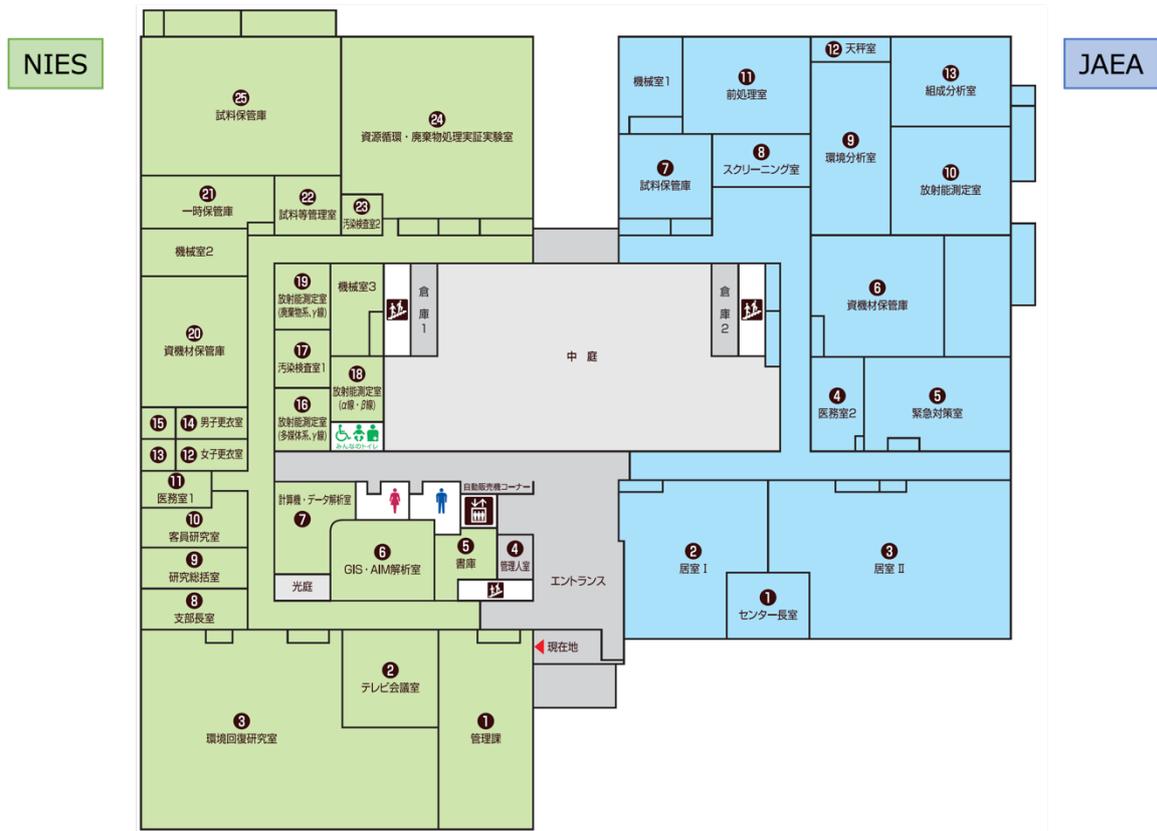


図-3. 1階フロアマップ

環境創造センター研究棟 フロアマップ 2階

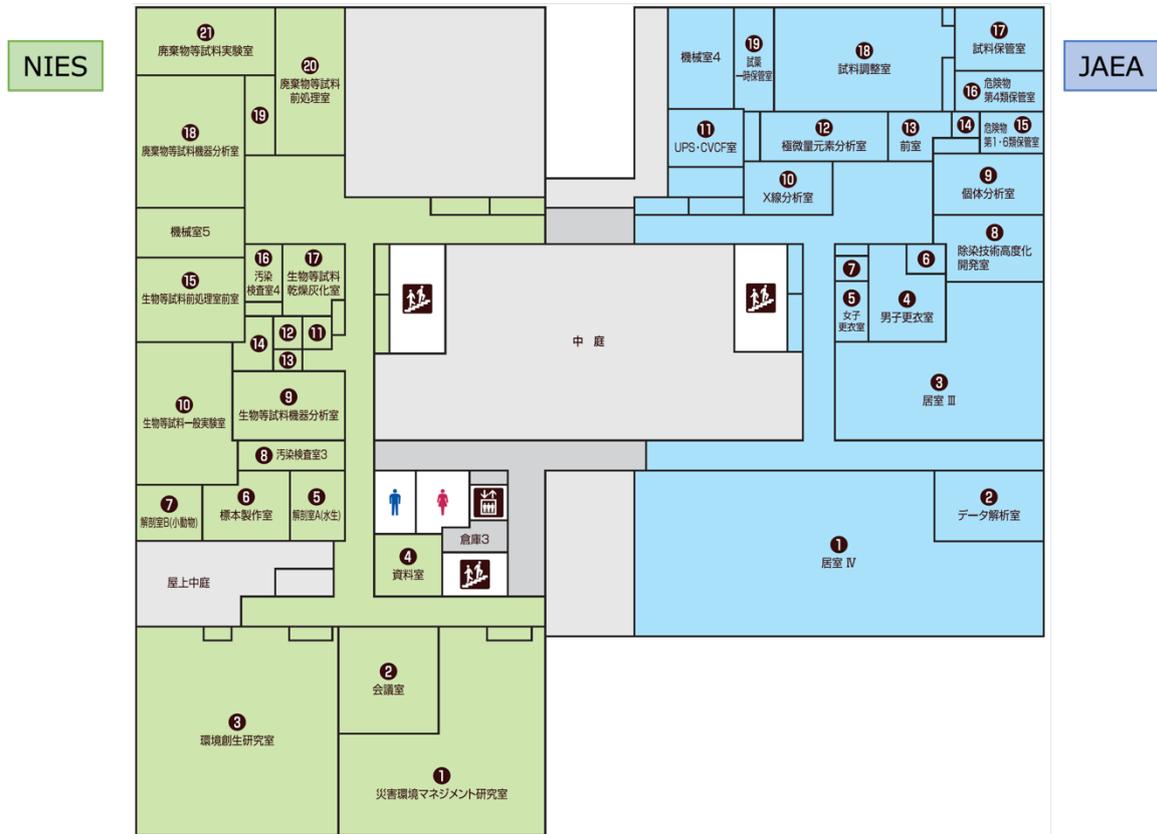


図-4. 2階フロアマップ